

新興国知的財産セミナーのご案内

当所は国際特許事務所として、米国、欧州のみならず、インド、ロシア、ブラジルなど所謂「新興国」を含む諸外国の案件を数多く扱ってまいりました。米国、欧州の知的財産に関しましては書籍等により情報も容易に入手できるとともに、皆様のご経験も豊富にお持ちではないかと存じます。一方、近年著しい経済成長を遂げる BRICs（ブラジル、ロシア、インド、中国）や VISTA（ベトナム、インドネシア、南アフリカ共和国、トルコ、アルゼンチン）などの新興国に関しましては、近年特許出願件数が増加しているのにもかかわらず、知的財産制度に関する情報が乏しく、皆様もお困りのケースが少なからずあるかと存じます。

そこで、当所がこれまでに培ってきた豊富な経験と知識とが、皆様のお役に立てるのではないかと考え、この度「新興国知的財産セミナー」を案内させていただき運びとなりました。

〔概要〕

新興国に関する知的財産制度について解説いたします。

〔対応可能諸外国〕

BRICs（ブラジル、ロシア、インド、中国）、及び VISTA（ベトナム、インドネシア、南アフリカ共和国、トルコ、アルゼンチン）

ご希望・ご予算などに応じて内容をアレンジいたします。まずはお気軽にご相談ください。